

「企業もまちの健康インフラ」プロジェクト 企業の健康づくりサポートプログラム業務委託 仕様書

1 業務名

「企業もまちの健康インフラ」プロジェクト 企業の健康づくりサポートプログラム業務委託

2 業務の目的

本市では、健康寿命（お達者度）や、心疾患、脳血管疾患の標準化死亡比の健康指標について、全国及び県、県内他市と比較すると低迷している状況であり、介護が必要な状態になることが早いことや、心疾患、脳血管疾患といった生活習慣病を原因とする死亡割合が高いことが特徴として挙げられる。

このような状況の中、働き盛り世代の健康増進が本市の課題の一つであることから、本業務においては、健康課題の分析及び助言並びに健康プログラムを一体的に実施し、企業の健康経営推進に寄与する包括的な業務を実施することで、壮年期等の生活習慣病の予防改善や企業の健康経営につなげることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月24日まで

4 業務内容

市が公募した市内企業・団体等（以下、「企業等」という）に対し、従業員の健康診断等結果（以下、「健診結果」という）や生活習慣アンケート等をもとに、企業全体の健康に関する課題を分析し、課題解決を支援するプログラムを実施する。

また、従業員個人に対しては、健康状態を分析して改善方法を提案するとともに、生活習慣を改善するための、主に歩数向上を目的とした健康プログラムを実施する。

(1) 支援対象企業数

企業等 4社

企業等は、市が公募して選定する。

(2) 実施内容

① 企業等分析

ア 企業等及び従業員等の健康課題を分析する。

分析にあたっては、企業等に勤める従業員等320人を対象に、健診結果や生活習慣アンケート等を収集して、それをもとに分析を行う。

※1社当たり80人で見込んでいるが、企業等の公募の結果により、従業員数が定数に満たない場合には、別途、市と協議のうえ、対象者数を決定する。

イ 前項アの分析後に、企業等に対して、分析結果を書面等にて報告する。

また、報告の際は、あわせて、分析結果の内容説明を行う。

なお、報告内容には、以下の項目を含むものとする。

- ・組織全体の健康状態や特徴
- ・組織が優先して取り組むべき課題
- ・課題要因の分析
- ・課題の解決に向けた具体的な取組方法

ウ 前項アの分析後に、従業員等個人に対し、分析結果を書面等にて報告する。

なお、報告内容には、以下の項目を含むものとする。

- ・自身の健康状態や特徴
- ・健康に影響を及ぼす可能性のある注意すべきポイント
- ・個人にあわせた生活習慣改善方法

エ 分析は、委託期間中に2回実施する。

1回目（現状を把握するための分析）：令和8年7月～9月を目安に実施

2回目（後述する「③ 従業員向け健康プログラムの実施」に係るプログラム実施後の変化を確認するための分析）：令和8年12月～令和9年2月を目安に実施

※上記期間は、健診結果・アンケート収集準備～企業等・従業員等へのフィードバックまでの期間とする。

※やむを得ない事情により、分析を行わない企業等には、組織的な観点での健康経営支援（ヒアリング、助言等）を2回実施する。

② 参加企業等業務担当者向け会議の開催

企業等の業務担当者を参集し、本業務内容の共有や、健康経営施策に関する知識習得などを目的とした合同会議を開催する。

ア 会議は全4回構成とし、以下の名目で行う。

なお、各回、具体的な内容については、市と協議のうえ、決定する。

- ・初回担当者会議：令和8年7月中を目安に実施
企業等分析の実施方法を含む、今後の年間スケジュールの共有を目的としたもの。
- ・ワークショップ①：令和8年8月中を目安に実施
健康経営施策の事例研究など、施策の手法等を学ぶとともに、企業等が自社の課題にあわせて、具体的な改善策を検討することを目的としたもの。
- ・ワークショップ②：令和8年9月中を目安に実施
ワークショップ①や、1回目の企業等分析結果を踏まえ、企業等が自社で取り組むこととした施策を共有することを目的としたもの。
- ・総括担当者会議：令和9年1月中を目安に実施
2回目の企業等分析の結果を踏まえ、振り返りと、今後の実践について検討することを目的とするもの。
また、後述する「④成果報告会の開催」に係る事前調整を行うもの。

イ 開催時期

前項アを主軸に、市及び企業等と協議のうえ、決定する。

ウ 開催方法

原則、対面とし、開催場所は、いわき市内の公共施設の会議室とし、市と協議のうえ、決定する。

なお、会議室や設備使用料が発生する場合には、市が負担する。

ただし、やむを得ない場合には、オンライン開催も可能とする。

③ 従業員向け健康プログラムの実施

従業員等を対象に、主に歩数向上を目的とした健康プログラムの企画立案及び運営を行う。

なお、実施に際しては、福島県が運営（令和8年3月下旬リリース予定）する次期「ふくしま健民アプリ」を活用することを基本とする。

ただし、当該アプリケーションが活用可能でない場合や、より効果的であると認められる別の手段がある場合には、それを併用または代替として活用することを妨げない。

ア 健康プログラム実施期間

以下、（ア）、（イ）を、令和8年10月から12月の間で実施する。

（ア）健康プログラムを、1か月程度実施する（準備期間は含めない）。

（イ）上記（ア）のち、自己管理の定着度合を検証するためのイベント等を設ける。

イ 健康プログラム参加対象

参加対象者は、健康課題分析を実施した全ての従業員等とすること。

ただし、企業等の意向によって、健康プログラムの参加を辞退する従業員等がいる場合は、その限りではない。

また、健康課題分析を実施していない従業員等であっても、参加を希望する場合は、参加を妨げないものとする。

ウ 健康セミナーの開催

健康プログラムの概要や健康づくりに寄与する情報提供を含む参加者向け健康セミナーを、健康プログラム実施前に、参加企業ごとに1回開催する。

また、希望する企業がある場合には、健康プログラム実施後に、結果報告会を開催する。

なお、健康セミナー、結果報告会ともに、実施方法は、原則対面とし、開催場所は企業等の会議室等とする。

ただし、市及び企業等と協議のうえ、オンラインも可能とする。

エ 参加者からのデータ収集・評価・報告

健康プログラムの前後に、参加者から、BMIを含む健康データを取得し、プログラム終了後に、前後比較を行い、評価した結果を参加者に提供する。

なお、データ取得の際には、「健康行動に対する自己管理意識」についても取得することとし、市には、その前後変化を含めて、報告すること。

オ 参加者のモチベーション向上や維持に資する施策を検討、実施する。

④ 成果報告会の開催

先の①～③に係る業務が終了した後に、他の市内企業等に、本業務に係る取組みや成果を

共有するための成果報告会を一般公開にて開催する。

なお、成果報告は、企業等の業務担当者が行うものとする。

また、聴講者を増やすための方策も含めて提案し、実施すること。

ア 開催時期

2月上旬を目安に、市及び企業等と協議のうえ、決定する。

イ 開催場所

会場は、市が市内で確保することとし、会議室や設備使用料が発生する場合には、市が負担する。

ウ 聴講者の募集

募集に係る業務内容は、市と協議のうえ、決定する。

⑤ その他

ア 企業等及び従業員等に対し、本業務実施に関する相談・支援体制を設ける。

特に、企業等とは、綿密に連絡を取り合い、円滑なプログラム進行に努めること。

イ 先の①～④に係る業務が終了した後に、企業等にアンケートを実施する。

ウ その他、企業等の健康経営の推進や、従業員等の健康づくりに寄与する取組を検討・実施する。

5 業務の執行体制の確保

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにし、契約締結後、速やかに書面で提出すること。

6 市との調整

(1) 受託者は、事業の方法や順序及び事業の実施に必要な事項について、常に市と綿密に連絡を取り合い、その指示に従いながら本業務の目的を達成しなければならない。

なお、内容に疑義が生じたときは、速やかに市と協議しなければならない。

(2) 受託者は、市が本業務に係る進捗状況について報告を求めた場合、市が指定する方法で、速やかに報告しなければならない。

7 機密保護・個人情報保護・セキュリティ

(1) 受託者は、本業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間の終了または解除後も同様とする。

(2) 受託者は、本業務の調査結果（業務の過程で得られた記録等を含む。）を市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。

(3) 受託者は、本業務の履行のために市が提供した資料・データ等について、本業務以外の目的で使用してはならない。

(4) 受託者は、本業務の履行において取扱う情報及び情報資産について、いわき市情報セキュリティポリシーに基づいて取扱うこととする。

- (5) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を履行するうえで、個人情報扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び「いわき市の保有する個人情報管理規程」を遵守しなければならない。

8 再委託

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記のうえ、事前に書面にて報告し、市の承諾を得なければならない。

9 提出書類

- (1) 着手届
- (2) 業務完了報告書
- (3) 実績報告書(事業実施記録、取得データに基づく分析結果、事業の効果検証等)
- (4) その他、市と協議し必要と定めた成果品等

10 提出場所及び担当部局

いわき市保健福祉部 健康づくり推進課 健康政策係

〒970-8686 いわき市平字梅本21番地

電話：0246-22-7442 FAX：0246-22-7570

11 規定外事項

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による事務を処理するに当たっては、個人情報を適正に取扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(使用者への周知)

第3 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、その事務に従事する期間及びその期間の経過後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(個人情報取扱責任者の設置)

第4 乙は、この契約による事務を処理するに当たっては、個人情報を適正に取扱うため、事務に従事する者への教育等をする者として個人情報取扱責任者を置かななければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の指示又は承諾があったときは、この限りでない。

(適正な管理)

第7 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の安全確保の措置を講じなければならない。

(複写等の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引渡しを受けた個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又は持ち出してはならない。ただし、あらかじめ甲の指示又は承諾があったときは、この限りでない。

(作業場所の指定)

第9 乙は、この契約による事務を処理するに当たっては、個人情報を適正に取扱うため、甲の指定する場所で行わなければならない。ただし、あらかじめ甲の指示又は承諾があったときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第10 乙は、この契約による個人情報の処理は自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(権利の譲渡の禁止)

第 11 乙は、この契約によって生じた権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(検査・監査を受ける義務)

第 12 甲は、個人情報の管理状況等について、必要と認めるときは随時に検査・監査を実施することができる。乙は合理的事由がある場合を除き、甲又は甲が指定した者の検査・監査を受けなければならない。この義務は本契約を再委託した場合における、再委託先に対する検査・監査についても同様とする。

(資料等の返還)

第 13 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引渡しを受け、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示した方法により処理するものとする。

(事故発生時の報告)

第 14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告して適切な措置をとるとともに、遅滞なく書面をもって甲に報告しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(取扱要領等の作成)

第 15 乙は、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに関する要領等を作成し、甲に報告しなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第 16 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約を解除し、当該解除により生じた損害について損害賠償の請求をすることができるものとする。

(注) 1 甲は委託者を、乙は受託者をいう。

2 個人情報の取扱いを伴う事務の委託の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略するものとする。